鹿屋進入管制区	
1　N31°33′17″E131°51′47″の地点と鹿屋ＮＤＢ（N31°21′E130°51′）とを結ぶ直線から9kmの距離にある当該直線の北側の平行線、鹿児島ＶＯＲＴＡＣと中種子ＶＯＲ（N30°36′E130°59′）とを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の東側の平行線、N31°の線及び宮崎ＶＯＲとN31°28′51″E131°28′54″の地点とを結ぶ直線から9kmの距離にある当該直線の東側の平行線により囲まれる区域の直上空域で、高度1,850m以下のもの	
2　（略）	（略）

附　則

この告示は、平成二十九年十月十二日から施行する。

○国土交通省告示第八百三十三号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十一項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示

指定区間の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

海上運送法第二条第十一項に規定する指定区間は、次の表のとおりとする。

番号	名称	関係都道府県	区間
一～四	（略）	（略）	（略）
五			
（略）			
四七	日生諸島	岡山県	大多府漁港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間、鴻島港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間及び大多府漁港と頭島漁港との間
四九～二七九	（略）	（略）	（略）
（略）			

改正前

海上運送法第二条第十一項に規定する指定区間は、次の表のとおりとする。

番号	名称	関係都道府県	区間
一～四	（略）	（略）	（略）
五			
（略）			
四七	日生諸島	岡山県	大多府漁港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間、頭島漁港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間、鹿久居島（「またげ」に係る地域に限る。）のいずれかの港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間、鴻島港と東備港日生地区又は松ヶ鼻地区との間及び大多府漁港と頭島漁港との間
四九～二七九	（略）	（略）	（略）
（略）			

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。